

第 1 計画の基本的な考え方

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

(1)「福岡市食育推進計画(第1次)」の策定

① 国の動き

近年の国民の食生活をめぐる環境の変化に伴う様々な問題に対処していくため、「食育基本法」が平成17年7月に施行されました。

食育基本法の概要

第1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

第2 関係者の責務

- 1 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- 2 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

第3 食育推進基本計画の作成

- 1 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 食育の推進の目標に関する事項
 - (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

第4 基本的施策

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所における食育の推進
- 3 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4 食育推進運動の展開
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第5 食育推進会議

- 1 内閣府に食育推進会議を置き、会長(内閣総理大臣)及び委員(食育担当大臣、関係大臣、有識者)25名以内で組織する。
- 2 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

「食育基本法」では、内閣府に設置される食育推進会議が「食育推進基本計画」を作成することが定められており(第26条第2項第1号)、平成18年3月に「食育推進基本計画」が決定されました。

この基本計画は、平成18年度から22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策についての基本的な方針、食育の推進に当たっての9項目の目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示しています。

食育推進基本計画の概要

(平成18年度から22年度までの5年間)

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

- 1 食育に関心を持っている国民の割合
- 2 朝食を欠食する国民の割合
- 3 学校給食における地場産物を使用する割合
- 4 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合
- 5 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合
- 6 食育の推進に関わるボランティアの数
- 7 教育ファームの取組みがなされている市町村の割合
- 8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合
- 9 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4 食育推進運動の展開
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進、基本計画の見直し等

内閣府は、食育推進会議の庶務を含め、食育の推進を図るための基本的な施策に関する企画及び総合調整の事務を担っています。そして、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁等との連携を図り、政府として一体的に食育の推進に取り組んでいます。

また、食育を国民運動として推進していくために、国、地方公共団体による取組みとともに、学校、保育所、農林水産業者、食品関連業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協力が極めて重要となっています。

② 福岡市の動き

国において、「食育基本法」が平成17年7月に施行され、平成18年3月に「食育推進基本計画」(計画期間/平成18年度から22年度までの5年間)が決定されました。

それまで、本市では、市民の健康づくりや農林水産業への理解促進を図るため、「健康日本21福岡市計画」「福岡市農林業総合計画」「福岡市水産業総合計画」「福岡市子ども総合計画」及び「福岡市食品の安全性確保に関する基本方針～食の安心を求めて～」等に基づき、関係部局において食育関連施策を進めていましたが、このような国の動きを踏まえ、平成18年4月に「食育基本法」第33条第1項の規定により「福岡市食育推進会議」条例を制定し、同会議を同年7月31日に設置するとともに、「食育基本法」第18条第1項により「福岡市食育推進計画(第1次)」(計画期間/平成18年度から22年度までの5年間)を平成19年3月に策定しました。

「福岡市食育推進計画(第1次)」の基本理念、視点、施策の方向性

1 食育推進の基本理念

家庭、地域、学校などとの連携のもと、子ども期からの基礎的な食習慣の確立を図るとともに、福岡の豊かな農林水産物の活用を通じ、食の大切さへの理解を深めることにより豊かな人間形成を目指します。

2 食育推進の視点

福岡市の食の現状と特徴を踏まえ、食を通じて人と地域が育まれるよう次に掲げる3つの基本的な視点に立って食育に取り組みます。

(1) 生涯を通じた健全な食生活の確立と実践

市民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、食を大切にする心を養い、健全な食生活を確立・実践できるよう子どもから高齢者まで各世代に応じた食育を推進します。

(2) 食育を核とした地域コミュニティの活性化

身近な地域において食を楽しむ機会や食に関する様々な体験ができる場を通じて、本市の豊富な農水産物や歴史・伝統ある食文化等地域の特性を生かしながら関係者が一体となった食育の取組みを推進します。

(3) 市民運動による食育の推進

食育の着実な推進を図るため、若者をはじめ外国人特にアジアを中心とした人々を含め、市民一人ひとりや関係団体のそれぞれの主体性を尊重し、市民運動として地域や関係団体等が連携・共働することにより、食育を推進します。

3 具体的な施策の方向性

(1) 家庭・地域における食育の推進

(2) 学校・保育所等における食育の推進

(3) 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化

(4) 食文化の継承と国際交流

(5) 食品の安全性確保と食生活に関する情報発信、調査研究

(2) 食育推進の取組み

計画の推進は市民が主役です。生きる上での基本となる食育については、市民一人ひとりが食に関心を持ち、積極的に実践していくべきものです。

このため、食育の推進にあつては、市民をはじめ家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、大学・専門学校、職場、関係団体、行政などが、それぞれの役割に応じて主体的に活動し、市民運動として連携・共働して取組みを推進してきました。

また、計画の進捗状況については、基本施策の達成状況を成果指標や市民アンケート等の様々な調査により管理・評価してきました。

そして、福岡市食育推進会議条例に基づき、平成18年7月に設置した同会議に、毎年、基本施策の実施状況を報告し、意見を求め、会議参画機関・団体とも連携し食育を推進してきました。

「福岡市食育推進計画(第1次)」分野別の具体的な取組み

1 家庭・地域における食育の推進

- (1) ライフステージに応じた食育の取組み
- (2) 地域における食育支援のネットワークづくり

2 学校・保育所等における食育の推進

- (1) 発達段階に応じた食育の取組み
- (2) 給食の充実
- (3) 食育を通じた健康状態の改善などの推進
- (4) 家庭・地域との連携
- (5) 指導体制の充実

3 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化

- (1) 生産者と消費者の交流
- (2) 農林漁業活性化の推進

4 食文化の継承と国際交流

- (1) 郷土料理、行事食・食事作法等の伝承
- (2) 国際交流

5 食品の安全性確保と食生活に関する情報発信、調査研究

- (1) 食品の安全性の確保
- (2) 食生活に関する情報発信
- (3) 食生活に関する調査

2 成果指標の達成状況と課題

(1) 目標値の達成状況と評価・課題

第1次計画の成果指標を評価したところ、以下のような達成状況でした。

- 「朝食を食べる人の割合」については、すべての年代で改善傾向にありましたが20歳代30歳代男性の朝食摂取で、まだ低い状況でした。
また、体型に関しては「30～50歳代男性の肥満」はやや改善したものの、「18～20歳代女性の低体重」で改善が見られない状況でした。
- “メタボリックシンドローム”“食育”“食事バランスガイド”への市民意識は、かなりの高まりを示し、ほぼ、目標達成に至っていました。
一方、「栄養成分表示の店」「食生活改善推進員」の食育支援の環境整備は充実してきていますが、未だ充分ではない状況でした。
- 小学校・中学校の給食の残滓の割合は改善しており、小学校では、目標を達成していました。
- 「福岡市の農林水産業を守り育てるべきと思う市民の割合」は増加していました。さらに、学校給食への市内産農水産物の利用割合は、概ね、増加しているものの、生産の時期や量が、年間を通して一定ではないことから利用上の課題も見られました。
- 「食に不安を抱く市民の割合」は、事件・事故等の影響での変動がありました。

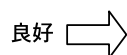
以上のように、第1次計画で設定した成果指標の達成状況については、ほとんどの項目で、目標値の達成に向けて良好な傾向に進んでいたものの、とくに、「若者の朝食喫食率」や「若者・成人層の体格」で、状況の悪化や目標値との隔たり等が見られ、今後の対策の必要性が浮き彫りになりました。



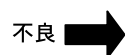
「福岡市食育推進計画(第1次)」成果指標の現状

項目		計画策定時 (18年度) 初期値	直近値 (21年度)	目標値 (22年度)	
朝食を毎日食べる人の割合	幼児	82.9%	89.6%	100%	
	小学校	81.2%	*91.1%	100%	
	中学校	77.9%	*86.6%	100%	
	高校生	73.6%	*77.2%	100%	
	男性	20歳代	31.2%	42.6%	50%
		30歳代	50.6%	59.3%	70%
	女性	20歳代	49.6%	63.6%	70%
		30歳代	70.4%	79.7%	80%
体型	肥満 ※BMI≥25	男性 30～50歳代	33.2%	30.2%	20%以下
		女性 40歳以上	20.5%	15.6%	15%以下
	低体重(やせ) ※BMI<18.5	女性 18～20歳代	29.2%	31.5%	15%以下
メタボリックシンドロームを認知している市民の割合		30～64歳代	85.4%	93.9%	100%
食育に関心がある市民の割合			77.6%	92.6%	90%
食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人		20歳以上	16.6%	57.0%	60%
福岡市栄養成分表示の店事業の協力店舗数		52店	*91店	200店	
食生活改善推進員数		836人	*1,034人	1,200人	
小学校給食の残滓の割合(おかずのみ)		4.3%	*1.1%	2.1%	
中学校給食の残滓の割合(おかずのみ)		14.6%	*10.9%	7.3%	
自分の食事バランスについて考えていない高校生の割合		7.3%	1.8%	0%	
福岡市の農林水産業を守り育てるべきと思う市民の割合		68.4%	*72.5%	74%	
学校給食への市内産農水産物利用割合(重量ベース)		米	3.5%	*16.3%	17%
		野菜	9.9%	*10.8%	14%
		水産物	0品目	*1品目	2品目
食に対して「不安」「やや不安」を感じる市民の割合		42.0%	*46.3%	35%	

成果指標の目標値への達成状況



良好



不良

*22年度数値

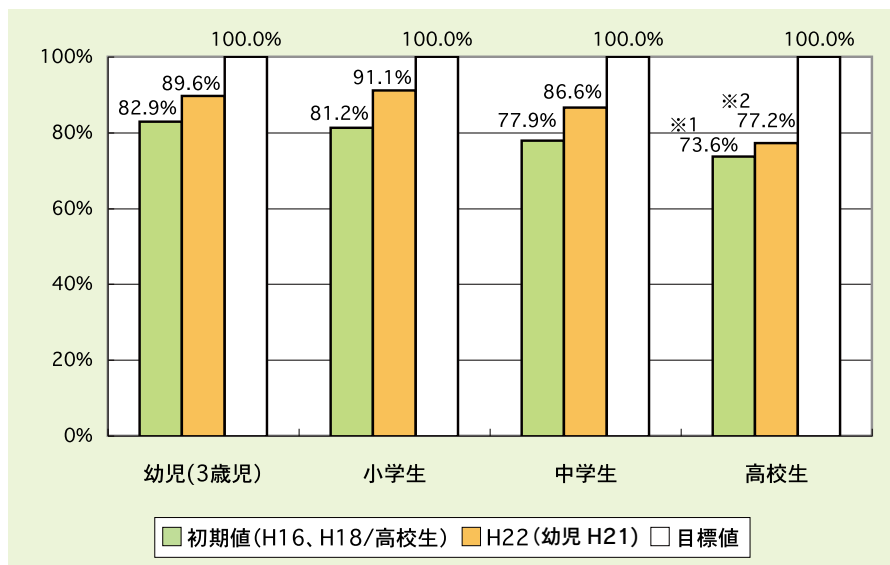
(2) 成果指標値の推移と課題

① 朝食摂取と体型

朝食摂取率は、全ての年代で改善傾向にありました。幼児、小学生、中学生では目標値に近づきつつありますが、高校生や20歳・30歳代では隔たりがあります。

また、中高年の体型(肥満)は改善傾向にあるものの、さらに改善が必要であり、若い女性の体格(低体重)では悪化傾向が見られます。

図表①-1 朝食を毎日食べている人の割合(幼児、小学生、中学生、高校生)

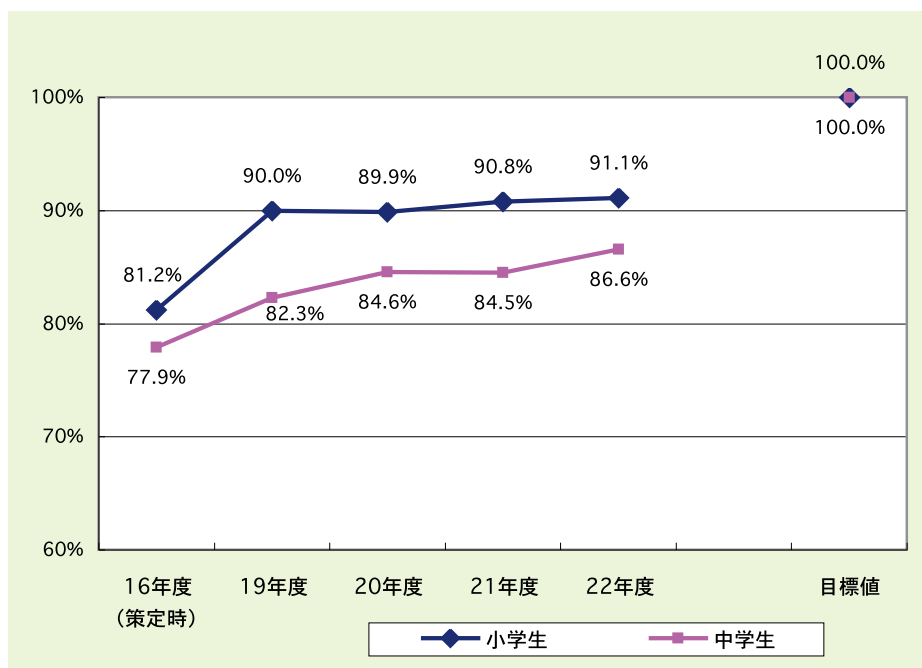


毎日、朝食を食べる人の割合は、全ての年代で改善傾向にあります。

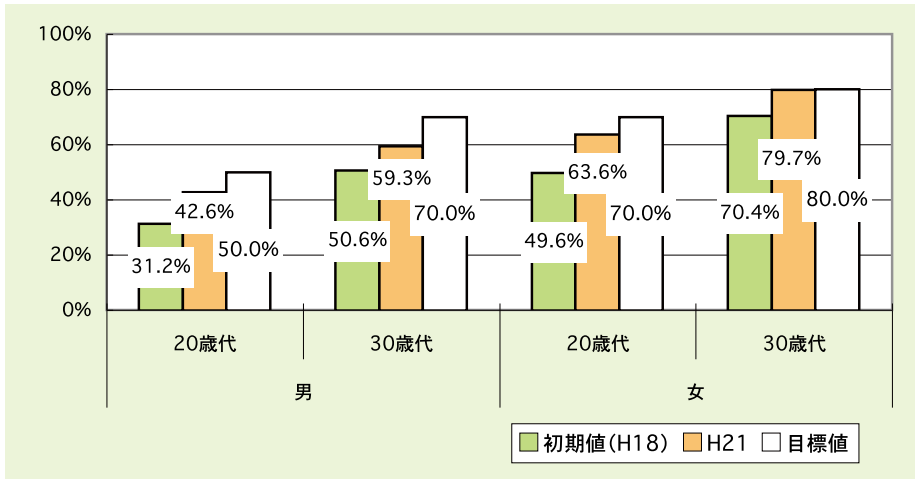
資料： 幼児(3歳児)
小中学生
高校生

「幼児の生活習慣調査」
市教育委員会「朝食喫食調査」
※1 家庭科研究部会調査
※2 福岡市立4校

図表①-2 朝食を毎日食べている人の割合(小学生、中学生)



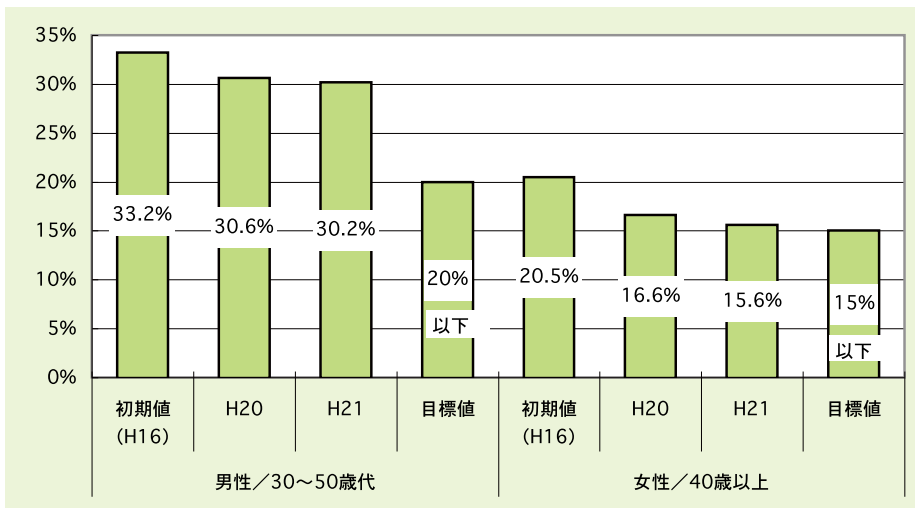
図表①-3 朝食を毎日食べている人の割合(20・30歳代、性別)



毎日、朝食を食べる人の割合は、20・30歳代では改善傾向にあるものの、20歳代男女、30歳代男性では、さらなる改善が必要です。

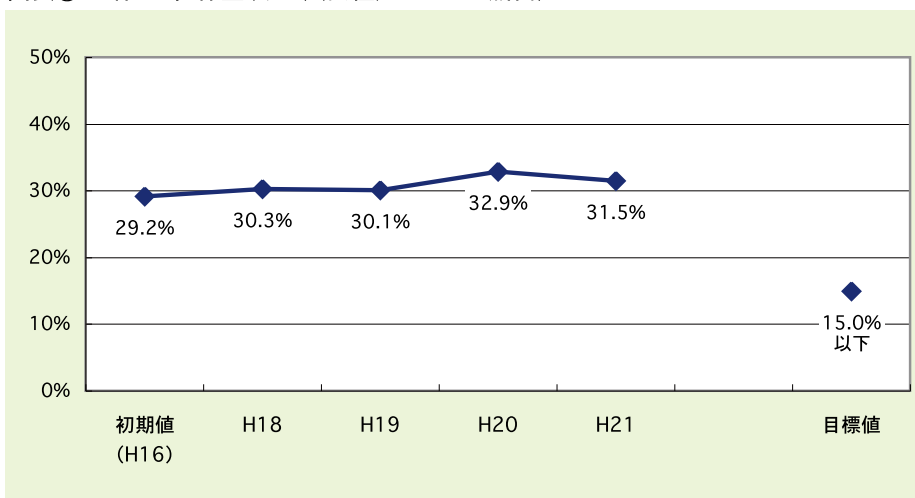
資料: 20歳・30歳代(H18) 「市民アンケート」
20歳・30歳代(H21) 「市政アンケート」

図表①-4 体型・肥満(男性/30~50歳代、女性/40歳以上)



中高年の体型(肥満)は改善傾向にあるものの、さらなる改善が必要です。

図表①-5 体型・低体重(やせ)(女性/18~20歳代)



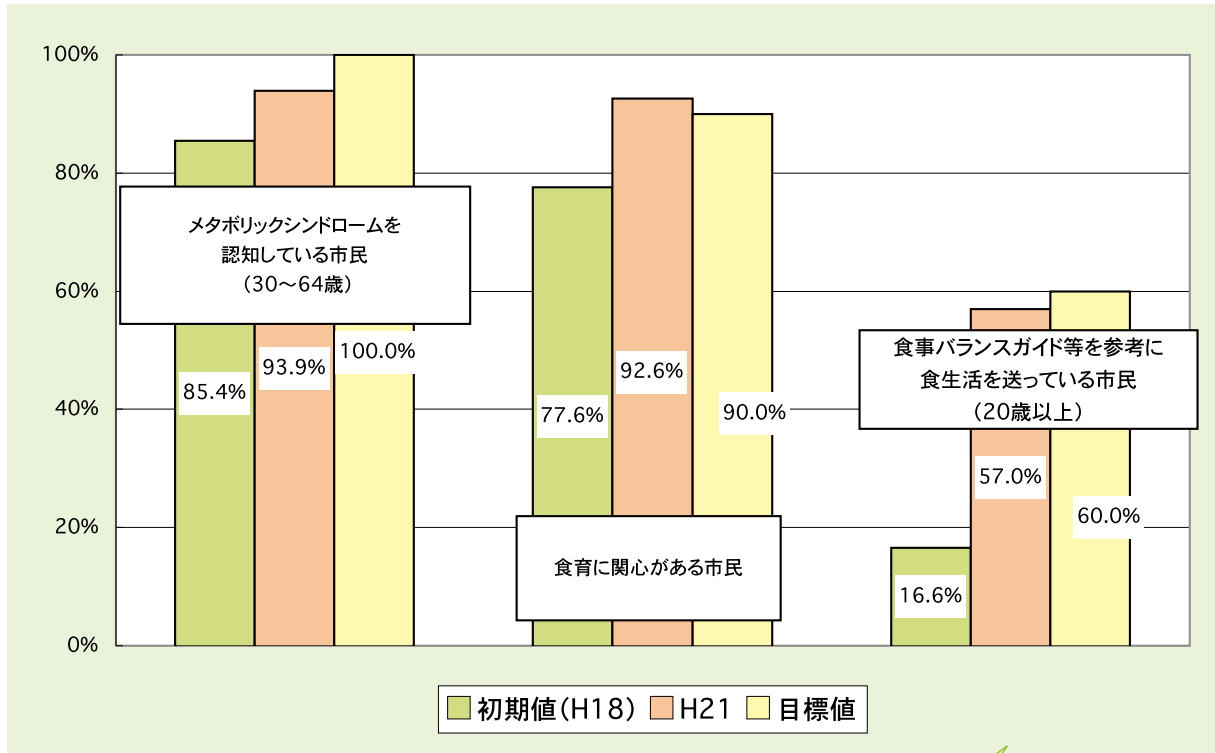
若い女性の体型・低体重(やせ)は悪化傾向にあります。

資料: 女性(18~20歳代) 「ヘルスアップスクール」
男性(30~50歳代) H16/「基本健康診査」「ヘルスアップスクール」
女性(40歳以上) H20.21/「特定健診」「ヘルスアップスクール」
同上

② 食生活に対する市民の意識

“メタボリックシンドロームの認知”“食育への関心”“食事バランスガイド等を参考に食生活を送る”など、市民の食生活に関する意識は、全体では、かなり高まってきています。

図表②-1 食生活に対する市民の意識



食生活に対する市民の意識は、かなり高まっており、食育への関心など目標に達した項目もあります。

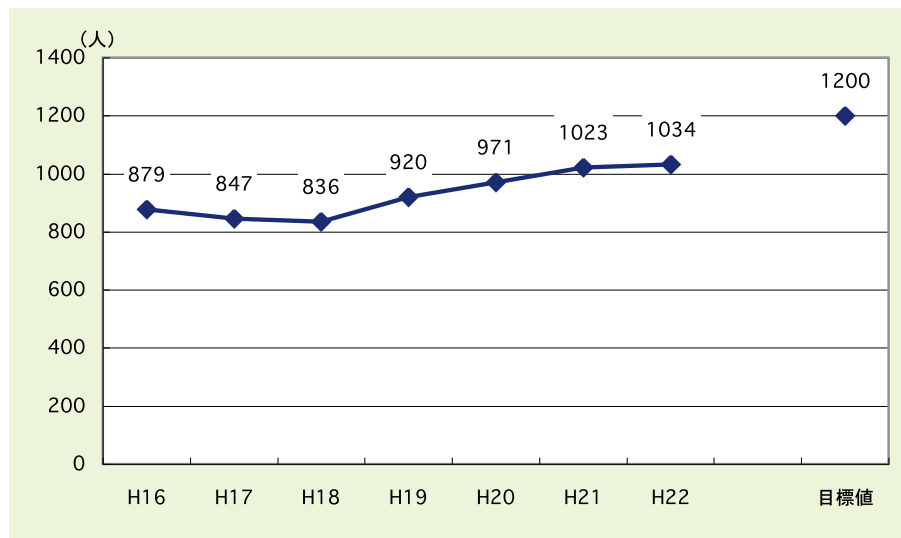


③ 食に関する環境整備

“食生活改善推進員数”“栄養成分表示協力店数”は、増加しているものの伸び悩みが課題となっています。新たに開始した“福岡市健康・食育サポート店”事業などの推進で食に関する環境整備が期待されます。

図表③-1 食生活改善推進員数

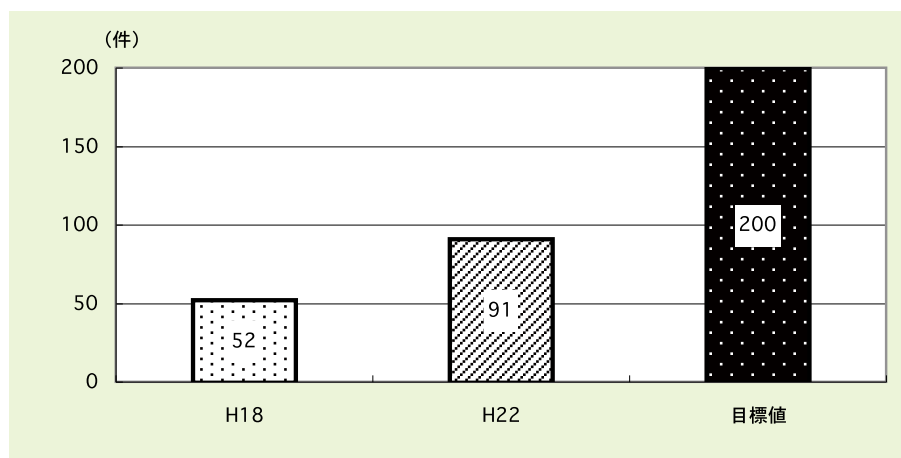
年次推移



高齢を理由とした退会もあり、急な増加は望めませんが、会員数は徐々に増加しています。

図表③-2 栄養成分表示の店の協力店数

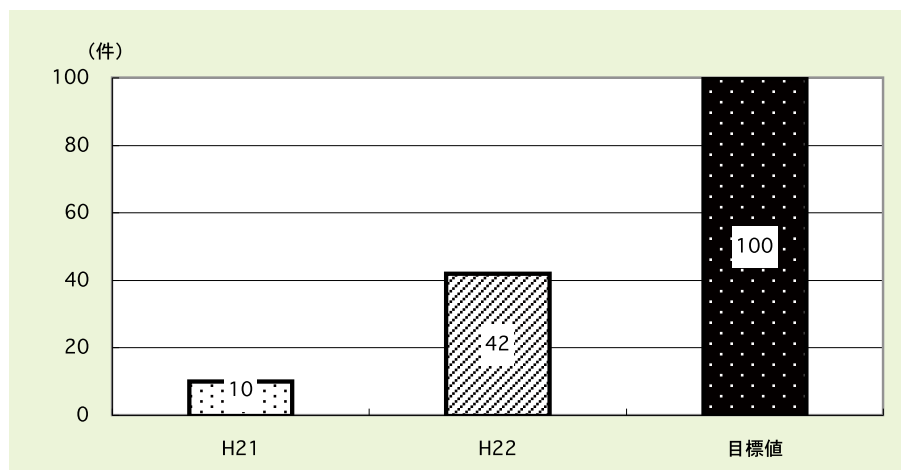
年次推移



エネルギーなど献立に表示する店舗は、栄養計算等が煩雑なため、なかなか増加していません。

図表③-3 福岡市健康・食育サポート店の協力店数

年次推移

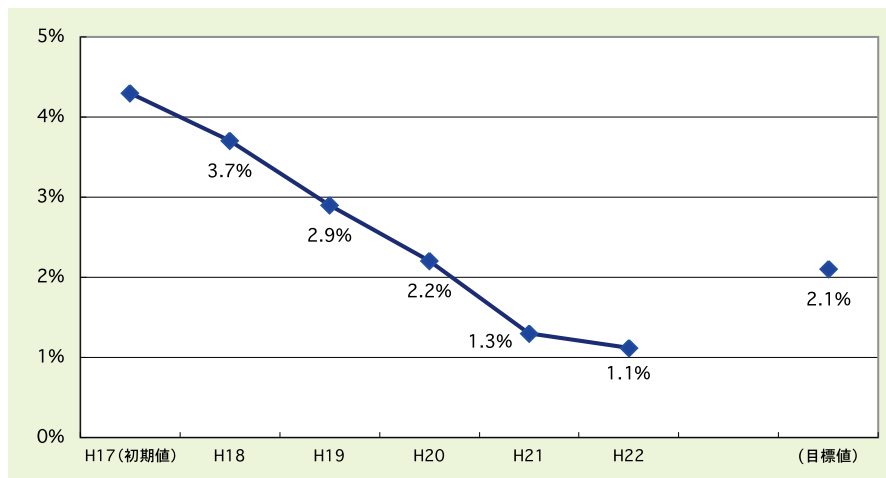


新たに開始した「健康・食育サポート店」は、登録基準に幅があり順調に増加しています。

④ 小中学校給食の残滓

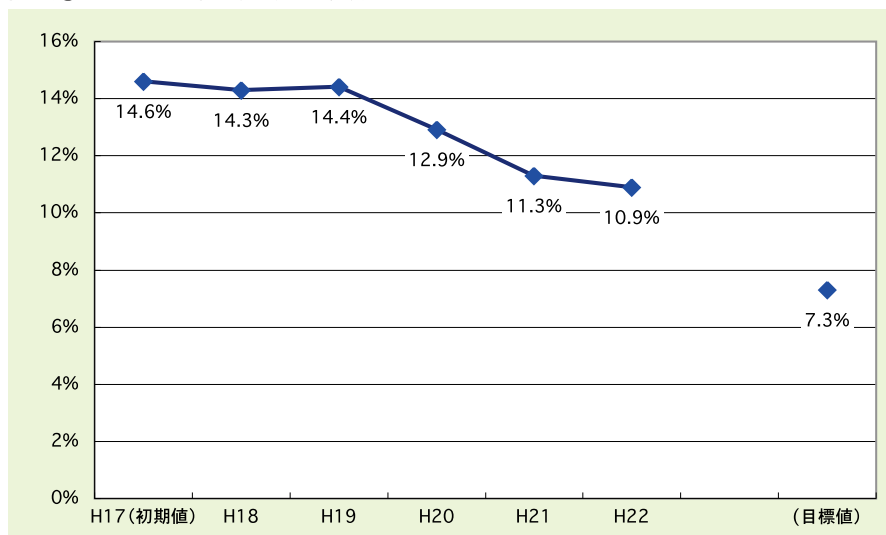
小学校・中学校ともに、給食の残滓率は低下していますが、中学校では、まだ、目標値と隔たがあります。

図表④-1 小学校給食の(おかず)残滓の割合 年次推移



小学校のおかずの残滓については、目標値を達成しました。

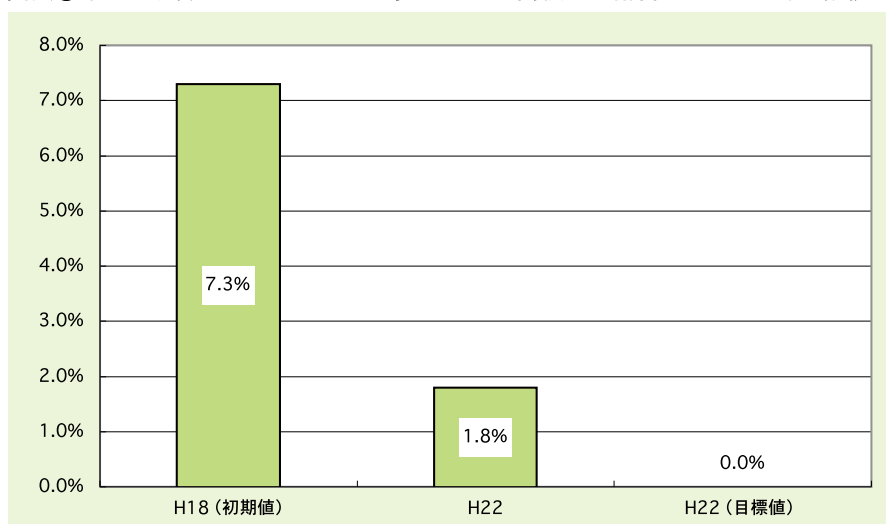
図表④-2 中学校給食の(おかず)残滓の割合 年次推移



中学校の残滓は減少していますが、まだ、目標値とは隔たがあります。

⑤ 自分の食事バランスについて考えていない高校生の割合

図表⑤ 自分の食事バランスについて考えていない高校生の割合 年次推移

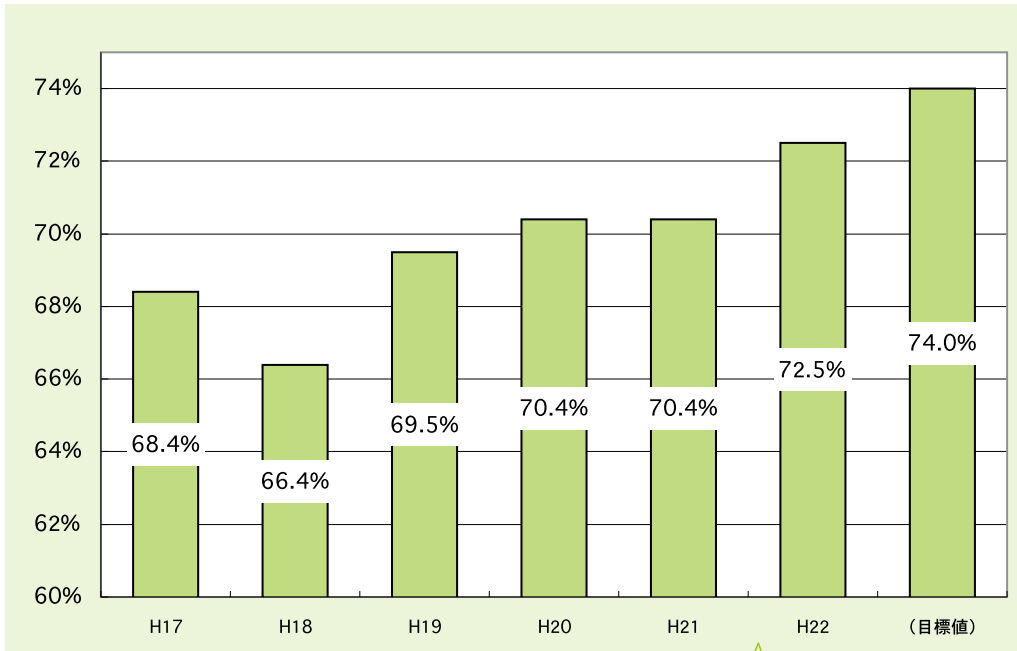


⑥ 農林水産業

市内農林水産業への市民意識は高まってきており、学校給食での市内産の米、野菜、水産物の使用も徐々に増加しています。

図表⑥-1 福岡市の農林水産業を守り育てるべきと思う市民の割合

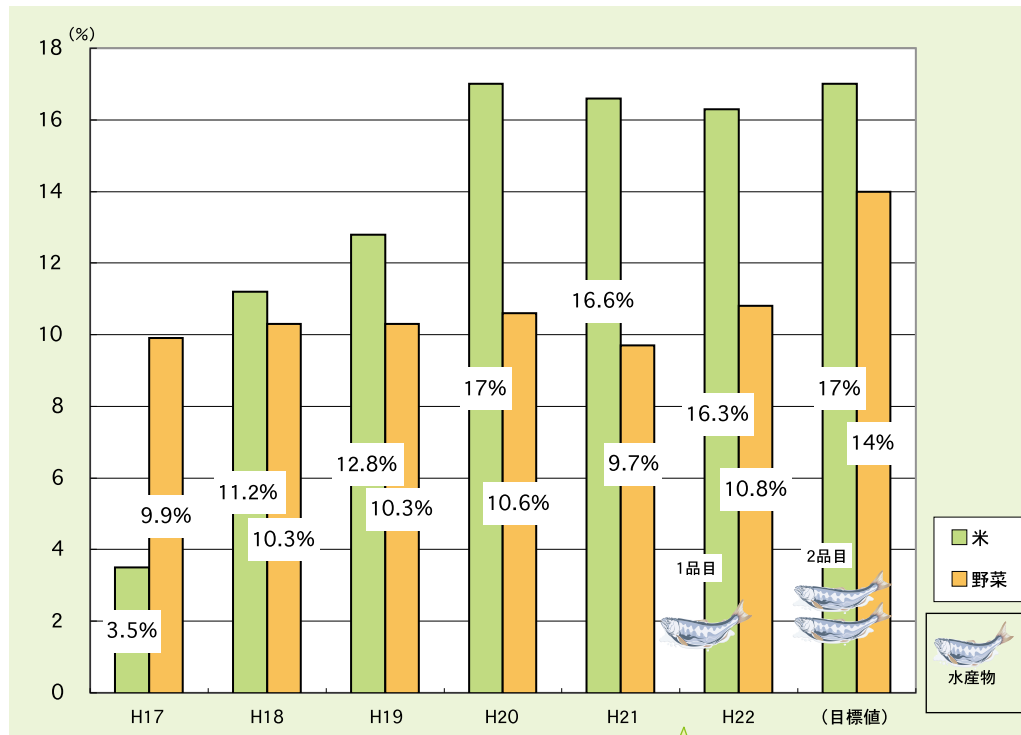
年次推移



本市の農林水産業を守り育てるべきと思う市民の割合は、徐々に増加しています。

図表⑥-2 学校給食への市内産農水産物利用割合

年次推移



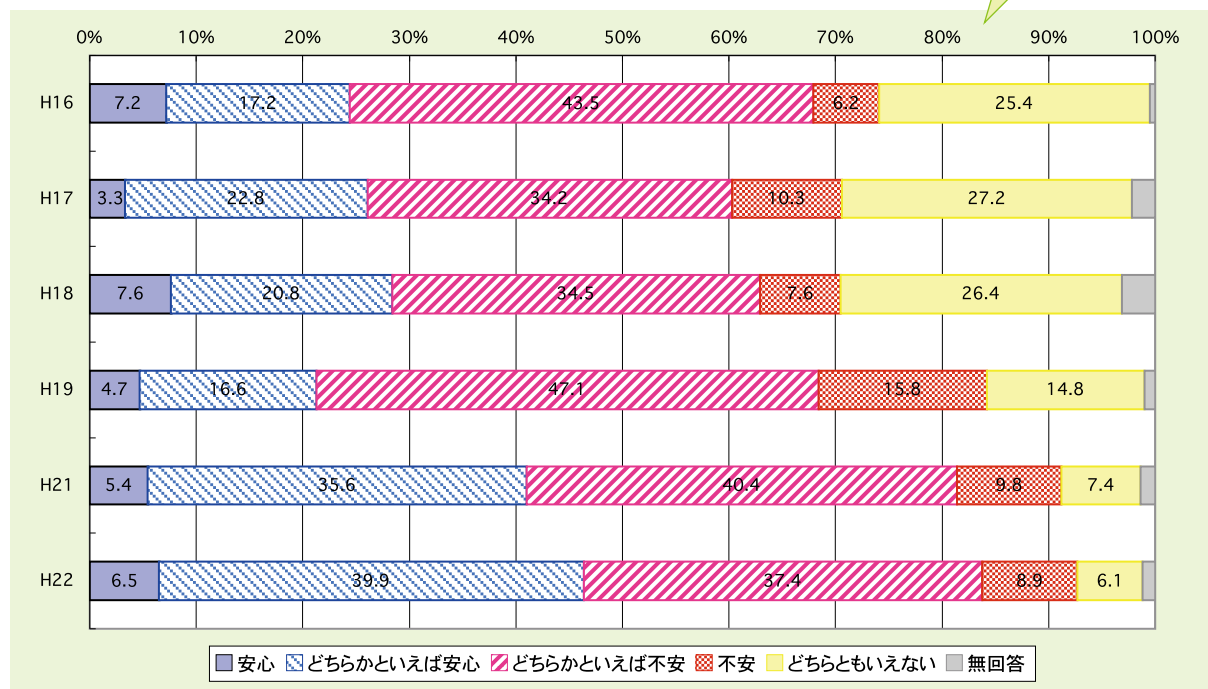
米・野菜は目標値に届いていませんが、徐々に増加しています。水産物については市内産塩わかめを学校給食に使用する事が出来ました。

⑦ 食の安全安心に関する市民意識

食を取り巻く現状は、消費者ニーズの多様化、流通の広域化や複雑化が進む中、表示偽装や薬物混入などの事件の頻発もあり、食の安全に対する疑問や漠然とした不安が高まっています。

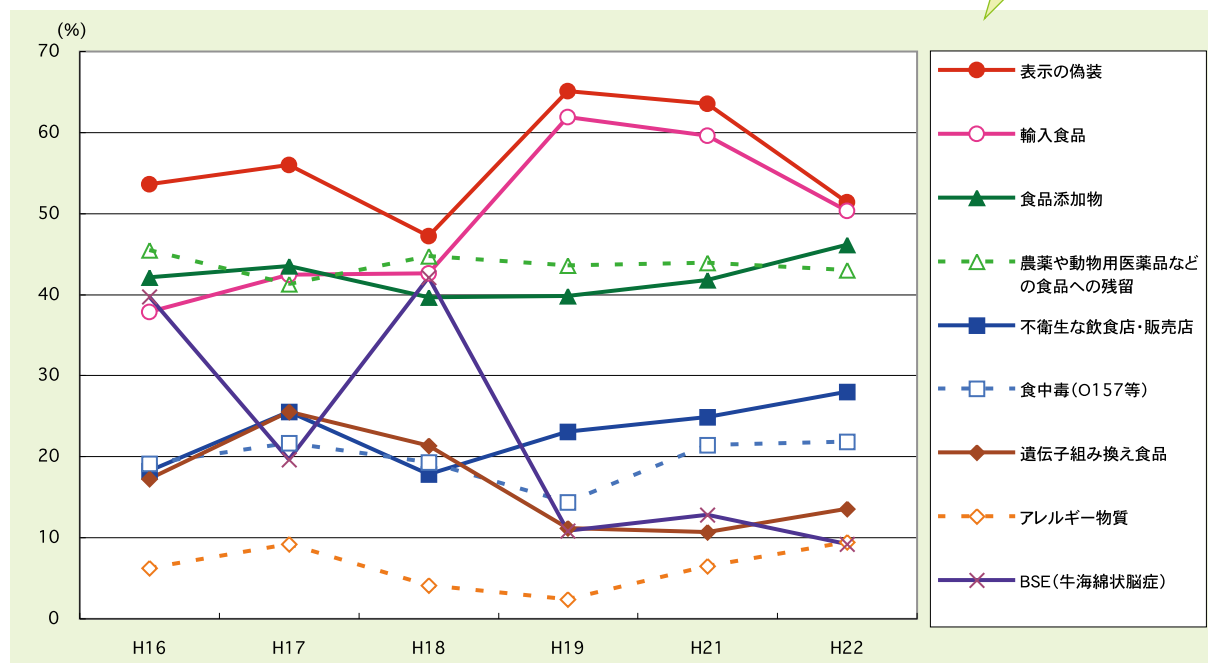
図表⑦-1 日頃の食の安全安心に対する市民意識

平成19年は、食の事件が頻発し、不安が増大しています。その後、不安を感じる人は減り、平成22年には、「安心」「どちらかといえば安心」と感じる人の割合が、「不安」「どちらかといえば不安」と感じる人の割合を上回りました。

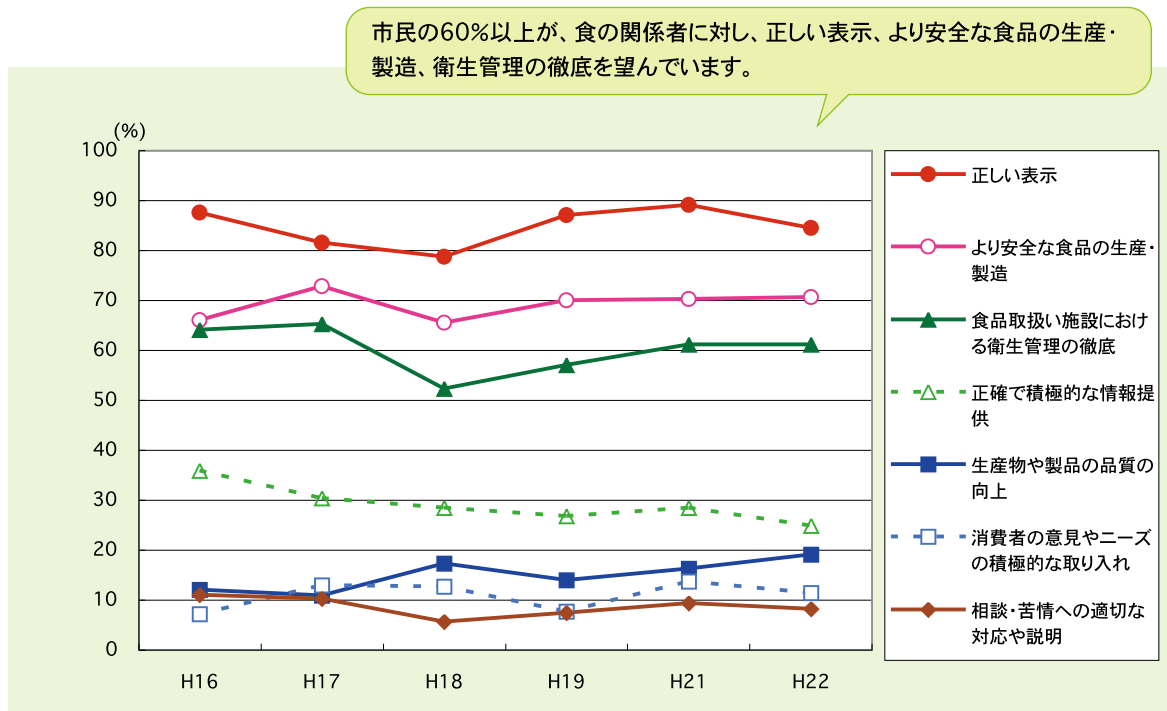


図表⑦-2 食の安全性について特に不安を感じている事項(3つまで)

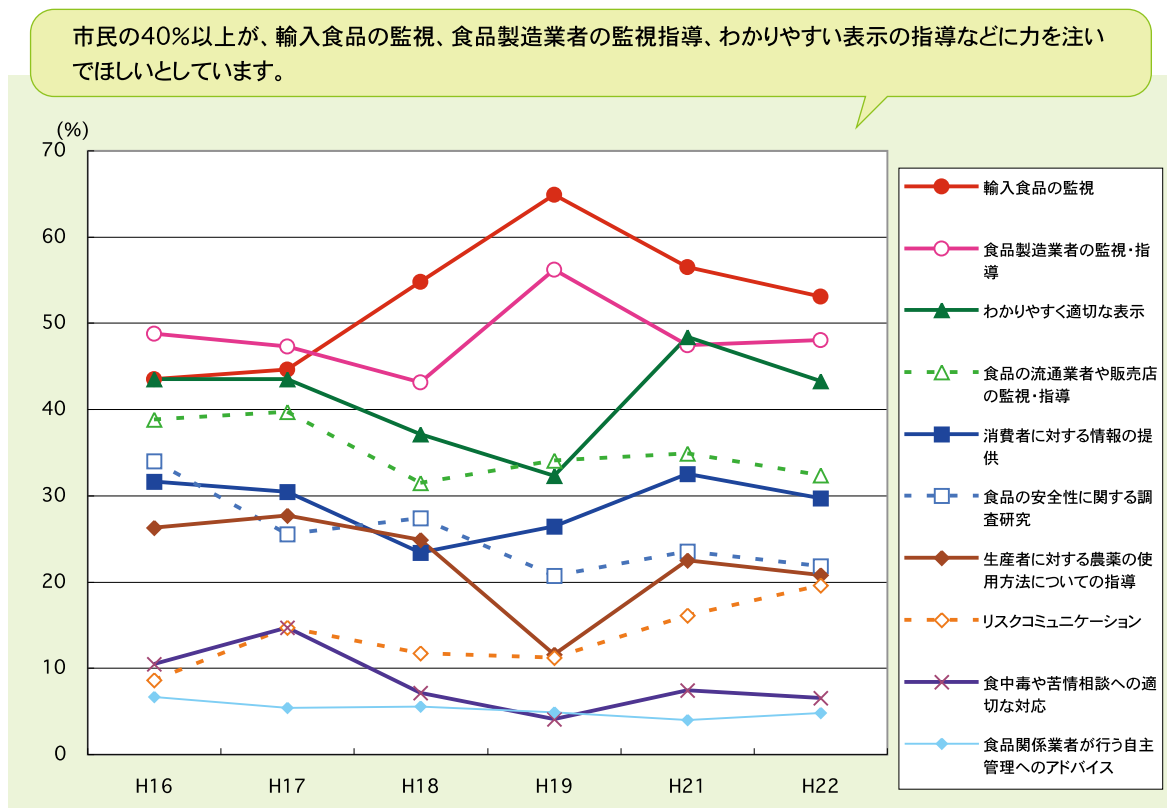
表示の偽装や輸入食品といった事件が大きく報道されたものに対して不安を感じる人が多いほか、食品添加物や農薬といった化学物質への不安が高いようです。BSEについては、最大42.1%が9.2%まで低下しています。



図表⑦-3 食の関係者(生産者、製造者、販売者、飲食店等)に強く要望する事項(3つまで)



図表⑦-4 食の安全の確保のため行政(福岡市)にさらに力をいれてほしいこと(3つまで)



《調査の概要》

年度	H16	H17	H18	H19	H21	H22
有効回収数	209	184	192	507	570	586
回収率(%)	41.8	36.8	38.4	84.6	94.4	93.9
実施時期	H16/1	H17/1	H18/2	H19/8	H21/6	H22/6

※H16～18は保健所衛生業務に関する市民意識調査:住民基本台帳からの無作為抽出(500人/回)

※H19、H21、H22は市政アンケート調査(広聴課)を利用(市民モニター対象)

(3) 課題把握のための調査

① 「若者の食生活」に関する追加調査

総合的な評価で、今後の課題として明確化した「若者の食生活」は、国レベルでも重点課題とされ、すでに、全国の大学生を対象とした食生活に関するアンケート調査が実施されています。

本市は、九州の中核都市として、多くの若者が就学や就職のため集まって来ており、活気のある“若者のまち”として発展してきています。そのため、これら若者層の健康支援としての食育推進は施策として重要であり、この課題をさらに的確に把握するために、国のアンケート調査に準じ、平成22年9月福岡市「若者の食に関する実態や意識についてインターネット調査」を実施しました。

アンケート項目のうち、食生活習慣の基盤となる「朝食の摂取状況」について、集計・分析した結果以下のようなことがわかりました。

- 1 朝食の摂取率は、福岡市・全国ともに「ほとんど毎日食べる」者が約6割となっている一方、「ほとんど食べない」者も1割以上存在していますが、若干福岡市の方が悪い結果でした。
- 2 学年別、性別、住居形態別では、福岡市・全国ともに、上級学年、女性より男性の方が、自宅生より下宿生の方が朝食の欠食頻度が高くなっていました。
- 3 夕食の開始時刻との関係を見ると、福岡市・全国ともに、夕食時刻が遅い者ほど、朝食の欠食頻度が高くなっていました。
- 4 身体面・精神面での健康状態(自己評価)との関係を見ると、福岡市・全国ともに、健康であるとしている者ほど朝食の摂取頻度が高くなっていました。
- 5 栄養バランスへの意識や「食育」への関心を見ると、福岡市・全国ともに栄養バランスへの意識や「食育」に関心が高い者ほど、朝食の摂取頻度が高くなっていました。
- 6 朝食欠食の理由については、性別、および、福岡市・全国の状況で興味深い違いが見られました。
- 7 「朝食の摂取」に関するクロス分析の結果から、この食生活習慣が身体・精神面、両面での健康状態と深く関連することがわかりました。また、夕食時刻の生活リズムや「食育」「食事バランス」の意識との関連が深いこともわかりました。

以上のことから、若者層の健康支援として、食育を推進するに当たって「朝食の摂取」に重点を置くことの意義が確認できました。

なお、学年別、性別、住居形態別での分析、朝食欠食の理由などは、今後、本市の若者の「朝食の摂取率」の向上を効果的に行うに当たって、ターゲットの明確化や具体的施策の企画に活用していきます。

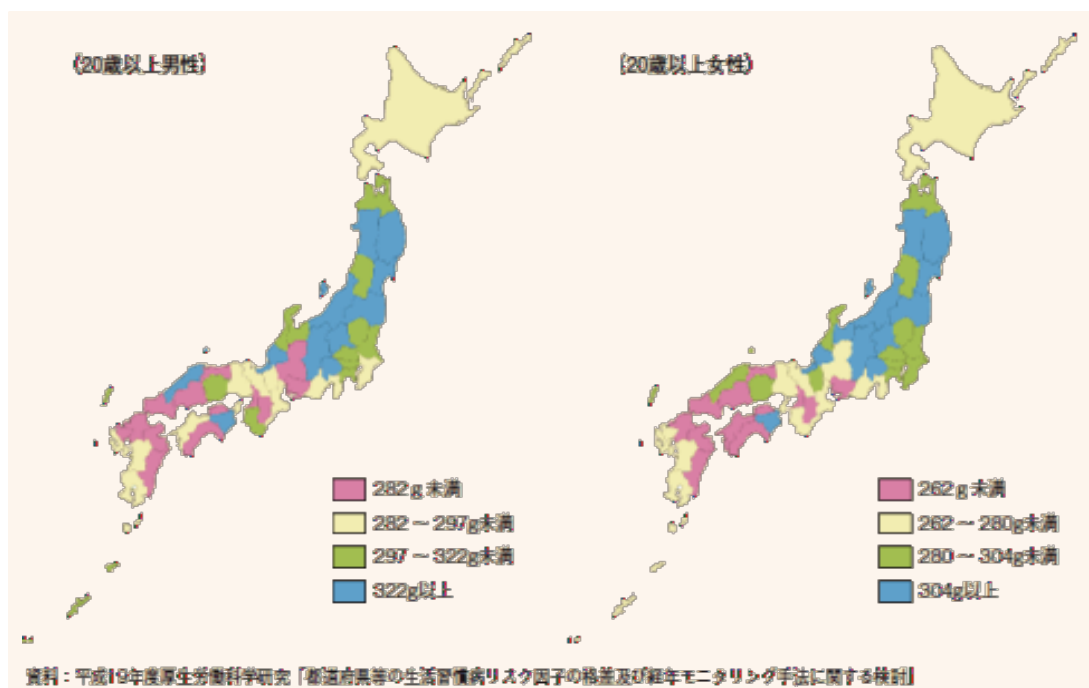
② 野菜の摂取調査

平成21年の国民健康・栄養調査では、福岡市民(平均年齢34歳)の野菜の摂取は214gで国が目標とする350gをはるかに下回っています。また、平成21年の成人期(20~39歳)の調査では、毎食野菜を食べている人が40.3%という結果がでています。

野菜の摂取をふやすことにより生活習慣病を予防するため、新たに「毎食野菜を食べる市民の割合」50%を目標値として追加をします。

野菜の摂取量

野菜の摂取量は、東高西低の傾向。男女ともに摂取量が高いのは、岩手県・宮城県・秋田県・福島県・群馬県・新潟県・福井県・山梨県・長野県・徳島県



コラム 野菜の摂取について

厚生労働省が推進している「健康日本21」では野菜を1日350g以上(緑黄色野菜150g・その他の野菜は200g)摂ることを目標としていますが、上記の厚生労働科学研究では福岡県では、282g未満、また、平成21年の国民健康栄養調査では福岡市民の野菜の摂取は214gという結果もあります。

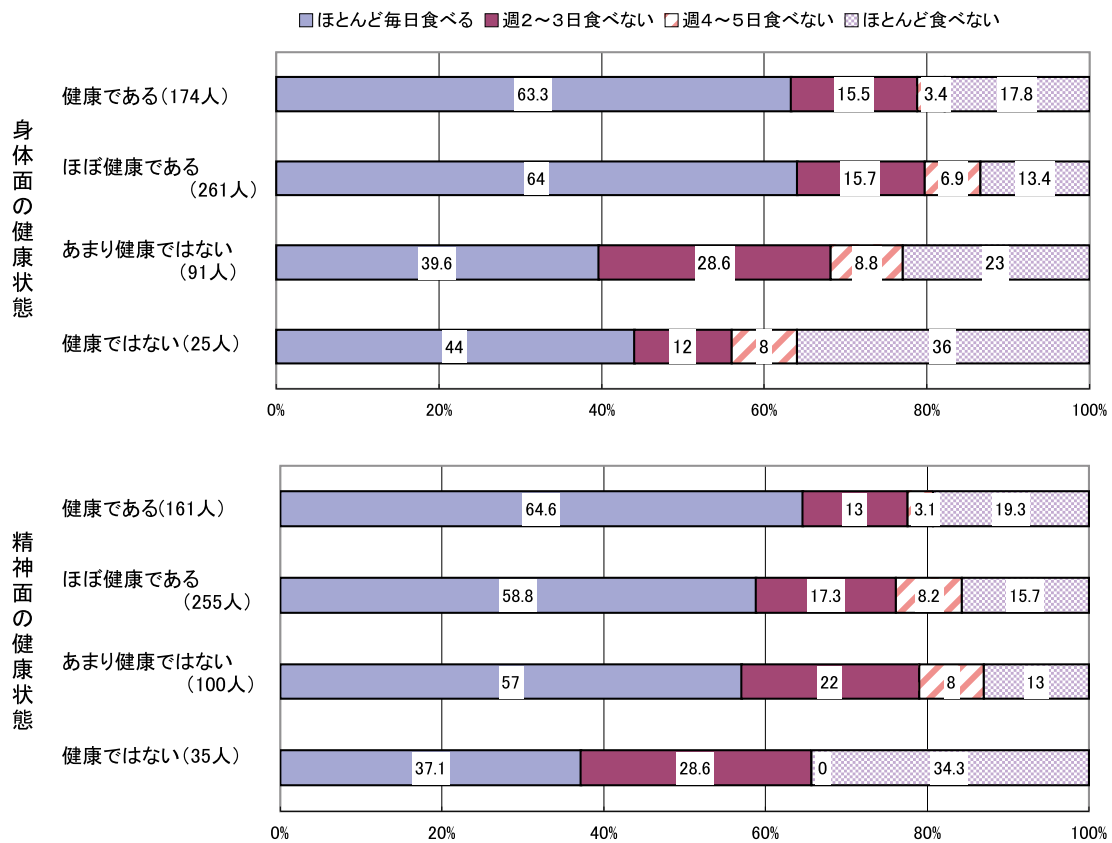
健康の維持・増進のために野菜をとらなければならないことは浸透していますが、実際の摂取量は、目標値に足りていないのが実情です。

野菜を多くとることは、肥満などの生活習慣病の予防に役立つほか、近年では、野菜類に含まれる栄養素に、リコピン、ポリフェノールなどの機能性成分も注目されています。

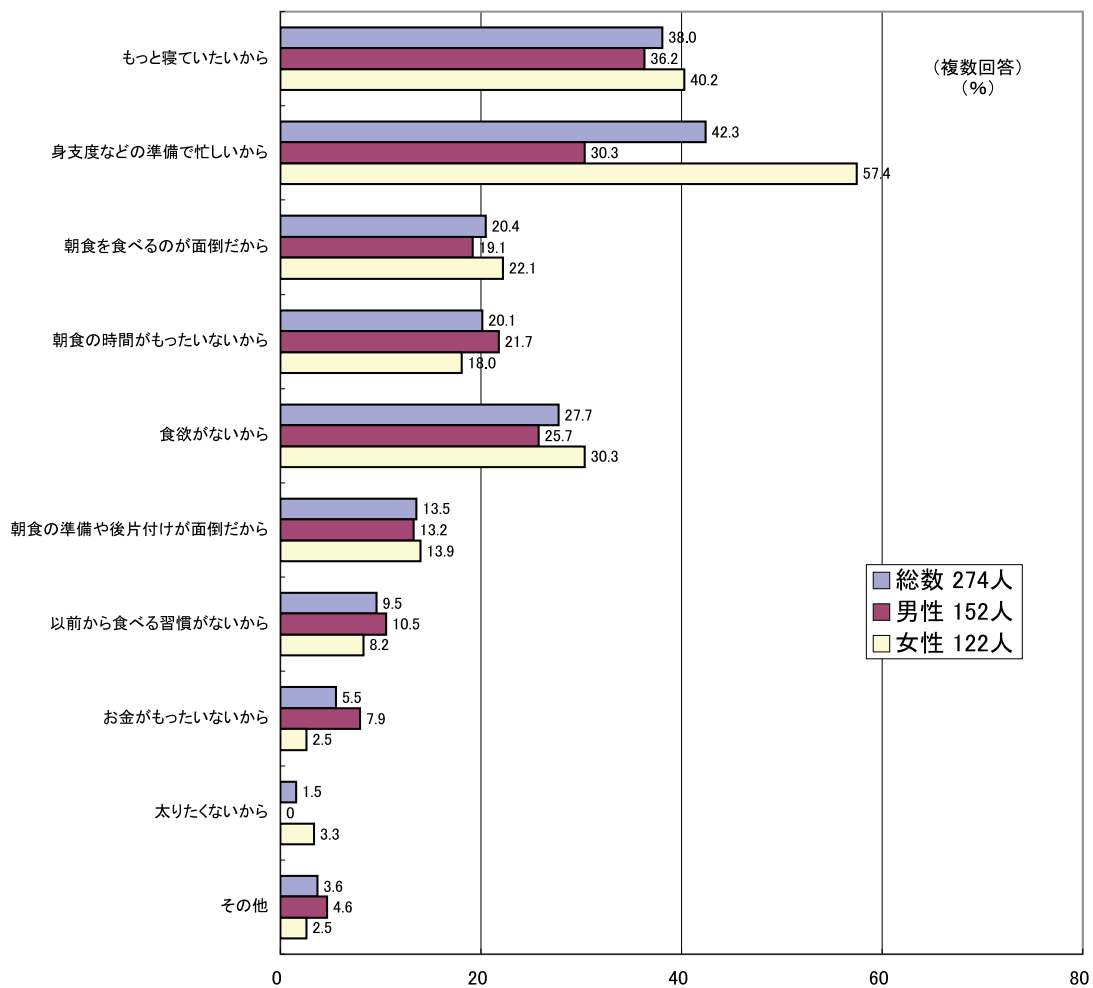
食べ方は、毎食また、1皿70g相当と仮定すると1日に5皿以上摂取することが望ましく日本では古くから家庭の食事として一汁三菜をそろえて食べる文化があり、主食+主菜+副菜(野菜2品)とし食材の旨みを生かして調理することでヘルシーな食事となります。

図表1 若者の朝食の摂取状況(クロス集計)

(福岡市)



(福岡市)



3 計画見直しの方向性

第1次計画の総合的評価と課題、および、課題把握のため実施した、福岡市「若者の食に関する実態や意識についてインターネット調査」結果を踏まえ、基本的には、現計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、課題が明確化した若者層の食育推進の強化や、本市の高齢化や国際交流の進展等の状況変化も加味しながら計画を見直すこととします。

(現行)「福岡市食育推進計画」 (平成19年3月策定)

1 食育推進の基本理念

家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、子ども期からの基礎的な食習慣の確立を図るとともに、福岡の豊かな農林水産物の活用を通し、食の大切さへの理解を深めることにより豊かな人間形成を目指します。

2 食育推進の視点

福岡市の食の現状と特徴を踏まえ、食を通じて人と地域が育まれるよう次に掲げる3つの基本的な視点に立って食育に取り組みます。

- (1) 生涯を通じた健全な食生活の確立と実践
- (2) 食育を核とした地域コミュニティの活性化
- (3) 市民運動による食育の推進

3 具体的な施策の方向性

- (1) 家庭・地域における食育の推進
- (2) 学校・保育所等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化
- (4) 食文化の継承と国際交流
- (5) 食品の安全性確保と食生活に関する情報発信、調査研究

これまでの推進状況の評価と それを踏まえた成果及び今後の課題

□推進状況の評価

◎福岡市食育推進会議（委員28名で構成）において、食育の推進状況について毎年評価。

□これまでの成果

◎「福岡市食育推進計画」の下、食育は着実に推進

- ・計画の成果指標は目標値の達成に向け、向上しているものがほとんど。
- ・食育に関心のある市民の割合は目標を上回った。

□今後の課題として考えられるもの

◎市、地域における関係者と更に連携し、地域・家庭・学校・事業者との連携を推進する。

◎若い世代の食生活の改善

- ・朝食欠食は改善されつつあるものの、若者については全国の平均より低い状態。効果的な普及対策を考える。
- ・子育て世代は子どもも含め食育推進を強化。

<次期計画の考え方>

- ◎食育が着実に推進している現行の計画を基本的に踏襲する。
- ◎課題として浮かび上がった部分についてはより積極的に施策に盛り込む。

<次期計画の目標設定等>

- 現行目標の見直し
- 新たな指標による目標の設定

